

## 改元にもなう各種対応について

Q. 「平成」表記の**手形・小切手**は改元後使用できますか？

A. 改元後も、振出日、支払日を問わず「平成」表記の手形・小切手は使用できます。

ご使用の場合は以下の2通りのご記入方法のどちらでもご使用いただけます。

①「平成」のまま使用する場合

(例) 平成31年5月7日 「平成」表記のままご使用いただけます。

②「新元号」に訂正する場合

令和(新元号)

令和(新元号)

(例) ~~平成~~1年5月7日 (例) ~~平成~~元年5月7日

「平成」に二重線を引き新元号をご記入ください。

元号修正の訂正印は不要です。

Q. 新元号が表記された**手形・小切手**はすぐに使用できますか？

A. 新元号の手形・小切手をご用意するまでに一定のお時間をいただきます。大変申し訳ございませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q. 「平成」が表記されている**帳票、書式類**はそのまま使用できますか？

A. 「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけますが、業務によって取引印(場合により実印)による訂正をお願いすることもありますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q. 官公署発行の証明書等に旧元号が残っている場合の取扱いはどうなりますか？

A. 官公署発行の証明書等に2019年5月1日以降の元号が「平成」と表示されている場合でも、有効な証明として取扱います。

☆改元を理由にしたキャッシュカード詐欺にご注意ください。